

再就職手当って何??

— ハローワークを利用して早期再就職を!! —



再就職手当とは

雇用保険の手続をされた方で早期に安定した職業に就き、支給要件をすべて満たした場合に支給される手当です。詳しい支給要件については、ハローワークインターネットサービス内の「[再就職手当のご案内](#)」を参照していただくか、ハローワークへ直接お問い合わせください。特に給付制限中であっても要件を満たしていれば対象となりますので、給付制限のある方については特におすすめの手当となります。

再就職手当の支給について

所定給付日数の2/3以上支給日数を残して就職した場合

⇒ 支給率は残日数の70%

所定給付日数の1/3以上支給日数を残して就職した場合

⇒ 支給率は残日数の60%

上記の内容で支給率は算出され支給されます。

残日数が所定給付日数の1/3未満になった場合は対象外になります。

具体的には右の表を参考にしてください。

なお、再就職手当の基本日額には上限があります、詳しくは雇用保険課まで

再就職手当の支給率は残日数で決まる!!

所定給付日数	給付率 70% 残日数 2/3以上	最低必要残日数
90日	60日	30日
120日	80日	40日
150日	100日	50日
180日	120日	60日
210日	140日	70日
240日	160日	80日
270日	180日	90日
300日	200日	100日
330日	220日	110日
360日	240日	120日

残日数 2/3 以上の就職で
給付率 70% に



早く就職した方が再就職手当の支給額が増える可能性あり!!

○就職もしたいが、雇用保険も受給したい方へ

Q: 失業保険はもらいたい。基本手当を受給終了してから就職した方が得??

A: そんなことはありません!!



失業期間長期化のデメリット

- 家計への負担が増大する
- 就業意欲、モチベーション維持が困難・就職できるか不安や焦りがでてくる
- 生活のリズムが乱れがちになり健康面に悪影響も



再就職手当かそれとも支給終了まで基本手当の支給を受けるか

次のページで比較!!

[次ページへ続く](#)

再就職手当か基本手当か？6 か月間を比較



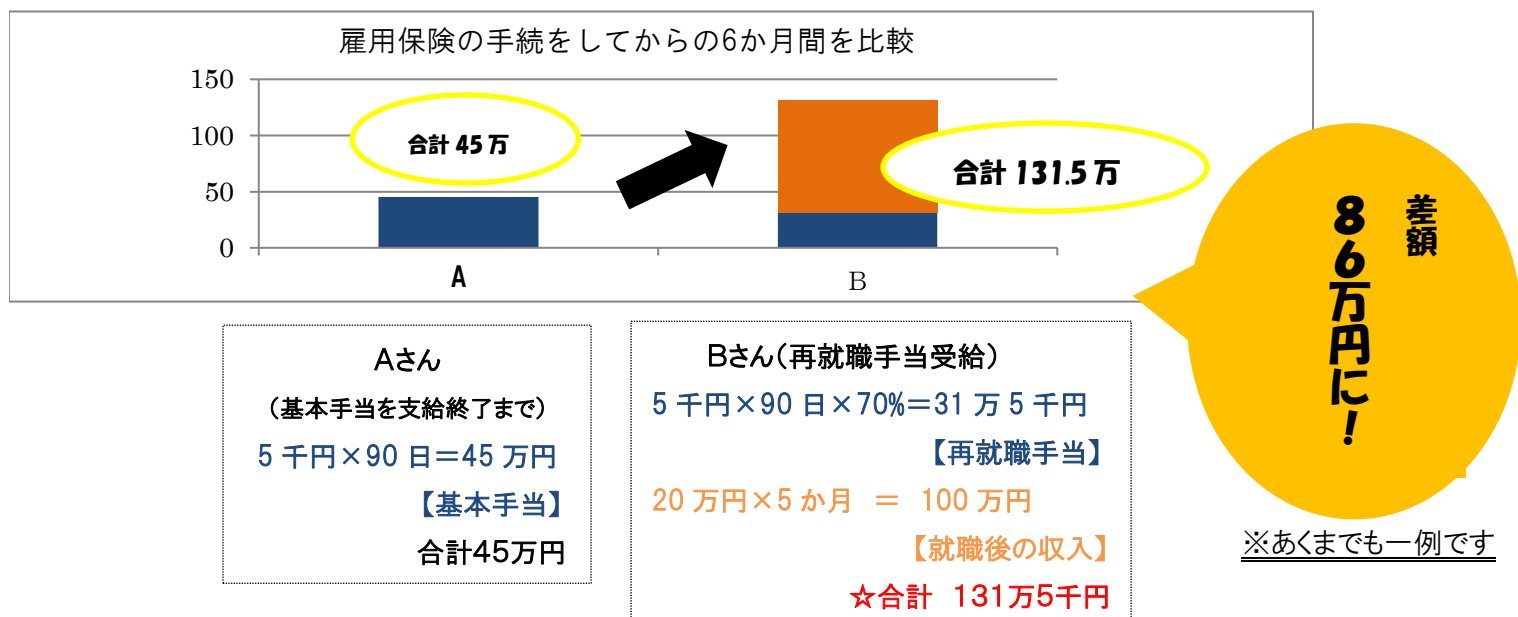
例をあげて比較してみましょう

モデルケース

※1 日の基本手当 5 千円(離職前月収約 21 万円) 所定の給付日数 90 日 (自己都合退職)

Aさん: 基本手当を90日分支給終了まで受給

Bさん: 手続後1か月で就職し再就職手当を受給 再就職後の月収 20 万円



さらに再就職手当の支給を受けた方のみ対象となる手当が！！

就業促進定着手当(再就職手当の後の手当)について

就業促進定着手当は早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合に支給される手当です。

※上記Bさんの場合、賃金低下もあるため半年以上の勤務があれば支給の対象になります

まとめ



再就職手当や就業促進定着手当について、さらに詳しい話を聞きたい方はハローワーク豊岡2階の雇用保険課まで問い合わせをしてください。ハローワーク豊岡では地域の事業所を中心とした仕事探しのほか、応募書類の書き方や面接指導など、様々な就職支援をおこなっていますので、ぜひご利用ください。特に給付制限のある方は再就職手当の支給にあたってハローワーク等の紹介が必要な場合がありますので積極的な利用をお願いします。

求人との出会いは一期一会！！

気になる求人があればぜひハローワーク豊岡職業相談窓口まで

問 い 合 わ せ 先
ハローワーク豊岡 雇用保険課
TEL 0796-23-3101